

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正
 (ふるさと創生課) 6
- 亀岡市市民プール条例の一部改正
 (スポーツ推進課) 7
- 亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) 8
- 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 (子育て支援課) 17
- 亀岡市立病院経営審議会条例
 (経営企画課) 18
- 亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
 (都市計画課) 20

—— 規 則 ——

- 亀岡市財務規則の一部改正
 (ふるさと創生課) 24
- 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正
 (人権啓発課) 25
- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (自治防災課) 26

—— 告 示 ——

- 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱及び亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部改正
 (ものづくり産業課) 27
- 亀岡市資源ごみ集団回収報奨金交付要綱の一部改正 (環境クリーン推進課) 28
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 30
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 30
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 30
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 31
- 平成28年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率
 (保険医療課) 31
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 31
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 32
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 32
- 亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 33
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 35
- 一般廃棄物収集運搬業の許可
 (環境クリーン推進課) 36

○一般廃棄物収集運搬業の廃止 (環境クリーン推進課)	36	選挙管理委員会欄	
○公示送達 (税務課)	37	—— 規 程 ——	
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	38	○亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙に おける選挙運動用自動車の使用等の公 営に関する規程の一部改正	52
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	38		
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	38		
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	38	—— 告 示 ——	
○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課)	39	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数	53
○南丹都市計画生産緑地地区の変更によ る図書の縦覧 (都市計画課)	40	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数	53
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	40	○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数	54
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	40	○選挙運動従事者等に対する実費弁償及 び報酬額の最高額を定める規程の一部 改正	54
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	41	○選挙人名簿抄本閲覧の状況	55
○亀岡市立病院運営委員会設置要綱の廃 止 (経営企画課)	41	○参議院議員通常選挙におけるポスター 掲示場の設置場所	56
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課)	41	○選挙時登録において選挙人名簿に登録 した者の氏名、住所及び生年月日を記 載した書面を縦覧に供する場所	56
—— 公 告 ——		○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数	56
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	42	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数	56
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	43	○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数	57
○捕獲犬の抑留 (環境政策課)	47	○参議院議員通常選挙における投票管理 者及び同職務代理者	58
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変 更による計画書の縦覧 (農林振興課)	47	○参議院議員通常選挙における各投票区 の投票所	59
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	48		
—— 任免及び辞令 ——			

○参議院議員通常選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 60

○参議院議員通常選挙における期日前投票所 60

○参議院議員通常選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理人 61

○参議院議員通常選挙での在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の指定 62

○参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理人 62

○参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時 62

○参議院議員通常選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時 62

上下水道部欄

——— 告 示 ———

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 63

公布された条例のあらまし

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 長期継続契約を締結することができる契約に、ふるさと納税寄附金に係る業務の委託に関する契約を加えることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市市民プール条例の一部を改正する条例要綱

- 1 施設の老朽化等に伴い、亀岡市犬甘野市民プールを廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市税条例等の一部を改正する条例要綱

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正することとした。

- (1) 法人市民税の法人税割の税率を100分の8.4（現行：100分の12.1）に改めることとした。
- (2) 固定資産税の償却資産の再生可能エネルギー発電設備に係る地域決定型地方税制措置を次表のとおり設けることとした。

対象資産	対象取得年度	参酌特例率 (導入幅)	市導入特例率
太陽光発電設備 (固定価格買取制度 の対象は除外)	平成28年度 ～平成29年度	3分の2 (2分の1 ～6分の5)	3分の2
風力発電設備 (固定価格買取制度 の設備認定が必要)	平成28年度 ～平成29年度	3分の2 (2分の1 ～6分の5)	3分の2
水力発電設備 (固定価格買取制度 の設備認定が必要)	平成28年度 ～平成29年度	2分の1 (3分の1 ～3分の2)	2分の1
地熱発電設備 (固定価格買取制度 の設備認定が必要)	平成28年度 ～平成29年度	2分の1 (3分の1 ～3分の2)	2分の1
バイオマス発電設備 (固定価格買取制度 の設備認定が必要)	平成28年度 ～平成29年度	2分の1 (3分の1 ～3分の2)	2分の1

- (3) 消費税改定時の自動車取得税の廃止に伴い、軽自動車税に環境性能割を導入することとした。

課税標準：軽自動車の取得価額

税率：非課税から2%まで

現行の軽自動車税：軽自動車税種別割として存続

賦課徴収：都道府県（当分の間）

- (4) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）を平成28年度末まで1年間延長することとした。
- (5) 個人市民税に、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を設けることとした。
- (6) 延滞金の計算期間の改正その他所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(6)の改正は平成29年1月1日から、1の(1)及び(3)の改正は平成29年4月1日から、1の(5)の改正は平成30年1月1日からそれぞれ施行することとした。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における保育士の確保が困難な状況を踏まえ、当分の間、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭についても保育士とみなすことができることとする事とした。
- 2 建築基準法施行令の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の施設及び設備の基準を改めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市立病院経営審議会条例要綱

- 1 亀岡市立病院の経営に関する重要事項等について審議するため、病院事業管理者の附属機関として、亀岡市立病院経営審議会を設置し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 建築基準法の規定に基づき、適正な都市機

能と健全な都市環境を確保するため、篠町篠向谷地区地区整備計画区域内及び中矢田町才ノ溝地区地区整備計画区域内における建築物の制限に関し、必要な事項を定めることとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第25号

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年亀岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (9) ふるさと納税寄附金に係る業務の委託に関する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市市民プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第26号

亀岡市市民プール条例の一部を改正する条例

亀岡市市民プール条例（平成9年亀岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「

(2) 亀岡市犬甘野市民プール	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下6番地
(3) 亀岡市川東市民プール	亀岡市馬路町小米田44番地の1

」

を

「

(2) 亀岡市川東市民プール	亀岡市馬路町小米田44番地の1
----------------	-----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第27号

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第51条の7、第63条」の次に「、第76条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改め、同条第3号中「第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
第33条の2中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第41条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第38条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第46条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限

る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第48条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項に

において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第75条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第75条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第75条の2を削る。

第76条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第75条の2とし、同条の次に次の8条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第76条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取
得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法
の施行地内に持ち込んで運行の用に供した
場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行
の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取
得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対
する軽自動車税の非課税の範囲)

第76条の2 日本赤十字社が所有する軽自
動車等のうち、直接その本来の事業の用に
供するもので、救急用のものに対しては、
軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第76条の3 環境性能割の課税標準は、三
輪以上の軽自動車の取得のために通常要す
る価額として施行規則第15条の10に定
めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第76条の4 次の各号に掲げる三輪以上の
軽自動車に対して課する環境性能割の税率
は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項にお
いて準用する場合を含む。)の規定の適
用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項にお
いて準用する場合を含む。)の規定の適
用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受
けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第76条の5 環境性能割の徴収については、
申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第76条の6 環境性能割の納税義務者は、
法第454条第1項各号に掲げる三輪以上
の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定め
る時又は日までに、施行規則第33号の4
様式による申告書を市長に提出するととも

に、その申告に係る環境性能割額を納付し
なければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能
割の納税義務者を除く。)は、法第454
条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各
号に定める時又は日までに、施行規則第
33号の4様式による報告書を市長に提出
しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第76条の7 環境性能割の納税義務者が前
条の規定により申告し、又は報告すべき事
項について、正当な事由がなく申告又は報
告をしなかった場合には、その者に対し、
10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が
定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発
する納入通知書に指定すべき納期限は、そ
の発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第76条の8 市長は、公益のため直接専用
する三輪以上の軽自動車又は第84条の2
第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上
のものに限る。)のうち必要と認めるもの
に対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受
けるための手続その他必要な事項につい
ては、規則で定める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種
別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、
次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次
の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種
別割の税率は」に改め、同条第2号ア(ウ)を
次のように改める。

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第78条（見出しを含む。）及び第80条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第82条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第84条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「市長において必要と認める者に対して課する軽自動車税はこれ」を「必要と認めるものに対しては、種別割」に改め、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税を」を「種別割の」に改める。

第84条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第84条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第85条第2項中「第443条若しくは第

75条の2」を「第445条若しくは第76条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第32条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2中第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第15条に次の1項を加える。

6 法附則第31条の4第1項の条例で定める土地は、市の全部の区域内に所在する土地とする。
附則第15条の2を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

附則第15条の2の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第76条の8の規定にかかわらず、京都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第76条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「京都府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として京都府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第77条及び新条例」を

「亀岡市税条例第77条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第77条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第77条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第77条第2号ア(イ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第77条	亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成26年亀岡市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成27年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、亀岡市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第41条、第46条及び第48条の改正規定並びに第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、亀岡市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第46条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中亀岡市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「）、第51条の7、第63条」の次に「、第76条の6第1項」を加える部分、同条例第2号中「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分及び同条例第3号中「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第33条の2及び第75条の改正規定、同条例第75条の2を削る改正規定、同条例第76条を第75条の2とし、同条の次に次の8条を加える改正規定、同条例第77条、第78条及び第80条から第85条までの改正規定並びに同条例附則第15条及び第15条の2の改正規定、第15条の2の次に4条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第

2条の規定並びに第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

- (3) 第1条中亀岡市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）第41条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第41条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第33条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第46条第5項及び第48条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第46条第3項又は第48条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規

定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第28号

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第7号イの表及び第44条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となると

きは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければな

らない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院経営審議会条例をここに公布する。

平成28年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第29号

亀岡市立病院経営審議会条例

（設置）

第1条 亀岡市立病院（以下「市立病院」という。）における医療の質の向上と健全な経営を図るため、亀岡市立病院経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市立病院の経営に係る重要事項に関すること。
- (2) 市立病院の経営計画の推進に係る点検及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織す

る。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 医療又は経営に関し、専門的知識又は経験を有する者
- (2) その他管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市立病院管理部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第30号

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

篠町篠向谷地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠向谷地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
中矢田町才ノ溝地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画の中矢田町才ノ溝地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

篠町篠向谷 地区地区整 備計画区域	Aゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) ホテル又は旅館 (5) ボーリング場、スケート場、水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設 (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (10) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの (11) 学校 (12) 図書館、博物館その他これらに類するもの (13) 病院 (14) 公衆浴場 (15) 診療所 (16) 自動車教習所 (17) 建築基準法施行令第130条の7に規定する規模の畜舎 (18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (19) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (20) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） 	100平方メートル		
-------------------------	------	---	-----------	--	--

	<p>(21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>			
<p>Bゾーン</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(へ)項に掲げるもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 建築基準法施行令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(9) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(10) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に</p>			

		供する建築物及び工作物 (工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。)			
中矢田町才ノ溝地区地区計画		次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 専用住宅(建築基準法別表第2(イ)項第1号に規定する「住宅」をいう。ただし、3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 住宅で建築基準法施行令第130条の3第6号に規定する学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設、第7号に規定するアトリエ又は工房の用途を兼ねるもの(3戸建て以上の長屋を除く。) (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (4) 集会所その他これらに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5に規定するものを除く。)	150平方メートル ただし、2戸建て長屋の場合は300平方メートル	9メートル	1 敷地境界線からの距離については、1メートルとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

規則

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第25号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者による納付）

第47条の2 市長は、法第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定し、歳入を納付させようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定により指定代理納付者を指定したときは、次の各号に掲げる事項を告示しなければならない。告示した内容に変更があったとき、又は指定を取り消したときも同様とする。

- (1) 指定代理納付者の名称及び所在地
- (2) 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
- (3) 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

第48条第4項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、払込日を変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第26号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中

「

総務課長	総務課担当職員
------	---------

」

を

「

人権啓発課長	文化センター館長 文化センター庶務事務担当職員
総務課長	総務課担当職員

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第27号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,570円」を「104,950円」に、「56,790円」を「57,030円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,290円」を「52,480円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第140号

亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱及び亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱及び亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部を改正する告示

(亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の一部改正)

第1条 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱(昭和47年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

開業・経営承継支援資金	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して4月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は48,000円
-------------	--------	-------------------	---

」

を

「

開業・経営承継支援資金	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して4月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は48,000円
文化産業振興資金	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して4月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は48,000円

」

に改める。

(亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部改正)

第2条 亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱(昭和41年亀岡市告示第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 文化産業振興資金

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 改正後の亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以降の借入分から適用し、平成28年3月31日以前の借入分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の規定は、平成29年度の申請分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第141号

亀岡市資源ごみ集団回収報奨金交付要綱(平成14年亀岡市告示第162号)の一部を次のように改正する。

平成28年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第1号中「雑誌」を「雑がみ」に改める。

第5条中「5円」を「4円」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に、「雑誌」を「雑がみ」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

別記第5号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に、「雑誌」を「雑がみ」に、「5円」を「4円」に改める。

別記第6号様式中「雑誌」を「雑がみ」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

亀岡市資源ごみ集団回収報奨金交付決定取消通知書

団 体 代 表 者 住 所	〒
団 体 名	
代表者氏名	
電 話 番 号	

亀岡市長 印

下記の理由により報奨金交付決定を取り消します。

記

1 取消理由

2 返還請求額

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から実施し、平成28年7月の回収分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町土田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 福井 正

2 変更年月日

平成28年5月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町高橋区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 平成28年4月1日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 池田 洋二

(2) 変更年月日

平成28年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 稻荷 晴之

2 変更年月日

平成28年4月16日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町中町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 岩寄 順也

2 変更年月日

平成28年4月24日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第146号

平成28年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

平成28年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.60
被保険者均等割	26,500円
世帯別平等割	23,500円
世帯別平等割半額	11,750円
世帯別平等割4分の3額	17,630円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.70
被保険者均等割	8,500円
世帯別平等割	7,500円
世帯別平等割半額	3,750円
世帯別平等割4分の3額	5,630円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の3.00
被保険者均等割	10,000円
世帯別平等割	6,000円

「揭示済」

亀岡市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年6月6日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 林 四朗

2 変更年月日

平成28年4月20日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第148号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年6月6日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1105-12045

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成28年6月6日

「揭示済」

亀岡市告示第149号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年6月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成28年6月9日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 10台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転

車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第150号

亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
(平成19年亀岡市告示第154号)の一部を
次のように改正する。

平成28年6月9日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中「第6条第6項」を「第6条第1項
及び第2項」に改める。

第4条中「10分の2」を「10分の6」に、
「10万円」を「20万円」に、「4,000
円」を「1万2千円」に改める。

第6条第1項第2号中「高等職業訓練促進給
付金の受給の有無」の次に「及び求職者支援制
度による職業訓練受講給付金の受給の有無」を
加える。

第7条第2項中「の翌日」を削り、「1箇
月」を「30日」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者氏名

㊦

次の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
住所	(〒 -)	電話	(-)
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用(予定)	入学科 円	受講料 円	合計額 円
公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が ある ・ ない		
資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない 過去に高等技能訓練促進給付金を受けたことが ある ・ ない		
児童扶養手当受給の証明(備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) ㊦		
			受理番号

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定講座の受講について支払う入学科及び受講料で、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。
- 訓練給付金の額は、入学科及び受講料の合計額の6割相当額(限度20万円)です。
- 指定申請書に記載された受講開始日及び所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設で証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 対象講座の指定後、指定講座の受講を取りやめたとき、受講の途中でやめたとき又は母子家庭の母若しくは父子家庭の父でなくなつたときは、亀岡市長にその旨を報告してください。
- 訓練給付金の支給を受けるためには、受講修了日から起算して30日以内に、あらかじめ亀岡市自立支援教育訓練給付金支給申請書に添付書類を添えて支給申請を行うことが必要です。
- 「児童扶養手当受給の証明」欄は、亀岡市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

別記第2号様式中「2割」を「6割」に、「10万円」を「20万円」に改め、「の翌日」を削り、「1箇月」を「30日」に改める。

別記第3号様式中「の翌日」を削り、「1箇月」を「30日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日以後に対象講座の受講を修了した対象者について適用し、平成28年3月31日以前に対象講座の受講を修了した対象者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町大野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山崎 進

2 変更年月日

平成28年4月9日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第152号

下記の業者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を行ったので告示する。

平成28年6月16日

亀岡市長 桂川孝裕

記

事業者の氏名 又は名称	大田産業株式会社 代表取締役 大田 桂士
許可の番号	平成28年6月16日付 亀岡市指令環推第32号
許可期間	平成28年7月1日から平成29年6月30日

「揭示済」

亀岡市告示第153号

下記の業者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の2の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業を廃止するので告示する。

平成28年6月16日

亀岡市長 桂川孝裕

記

事業者の住所 及び氏名	亀岡市篠町柏原宇津ノ辺32-19 大田産業 大田桂士
許可の番号	平成27年6月30日付 亀岡市指令環推第31号
廃止年月日	平成28年6月30日

「揭示済」

亀岡市告示第154号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年6月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成28年度 軽自動車税	省略	省略
2	督促状 平成28年度 軽自動車税	省略	省略
3	督促状 平成28年度 軽自動車税	省略	省略
4	督促状 平成28年度 軽自動車税	省略	省略
5	督促状 平成28年度 軽自動車税	省略	省略
6	督促状 平成28年度 軽自動車税	省略	省略
7	督促状 平成28年度 軽自動車税	省略	省略
8	督促状 平成28年度 軽自動車税	省略	省略
9	督促状 平成28年度 軽自動車税	省略	省略
10	督促状 平成28年度 軽自動車税	省略	省略
11	督促状 平成28年4月分 市府民税（特別徴収）	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第155号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第156号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第157号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月21日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第158号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2106-32005

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地

- 2 交付した日 平成28年4月1日
- 3 無効になる日 平成28年6月27日

「揭示済」

亀岡市告示第159号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成28年6月28日から平成28年7月12日まで一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01308	保津橋追分線	亀岡市追分町下島9番先	368.92m	9.20m
		亀岡市保津町下中島12番の4先		14.00m

「揭示済」

亀岡市告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成28年6月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市篠町浄法寺中村、土取及び茱萸谷の各一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年6月29日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町高橋2区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 竹下 誠
- 2 変更年月日
平成28年5月14日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第162号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年6月29日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2207-51003

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成28年4月1日
- 3 無効になる日
平成28年6月29日

「揭示済」

亀岡市告示第163号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年6月29日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2302-12051

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成28年4月1日
- 3 無効になる日
 平成28年6月29日

「揭示済」

亀岡市告示第164号

亀岡市立病院運営委員会設置要綱（平成20年亀岡市告示第121号）は、廃止する。

平成28年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第165号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由
 亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
 JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
 JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
 JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
 平成28年6月30日（木）
 午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 12台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
 月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
 保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第27号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成28年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成28年6月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第28号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成28年6月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|---|------------|------------|
| (1) 工事番号 | 28道改第1号 | | |
| (2) 工事名 | 市道南掛栢原線道路改良工事（その7） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市東別院町鎌倉地内 | | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 | L = 390.0m | W = 5.0m |
| | 土工 | | 1式 |
| | 法面工 | | |
| | 植生基材吹付 | | A = 931.0㎡ |
| | 石・ブロック積工 | | |
| | コンクリートブロック積 | | A = 627.6㎡ |
| | 排水構造物工 | | |
| | プレキャストU型側溝 | L = 212.0m | |
| | コンクリート台付管 | L = 11.7m | |
| | 集水柵 | N = 5箇所 | |
| | 構造物撤去工 | | 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 68,018,400円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 62,980,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から230日間 | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 | | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | | |

- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成28年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成28年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これら

の工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成28年6月20日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成28年6月20日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成28年6月24日（金） 午前9時から午後5時まで 平成28年6月27日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成28年6月29日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成28年6月23日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成28年6月30日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成28年7月4日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成28年7月7日（木） 午前9時から午後5時まで 平成28年7月8日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成28年7月11日（月） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第29号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成28年6月21日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- | | |
|--------|----------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成28年6月17日
午後4時半頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市東別院町栢原二料谷付近 |
| 3 種類 | ビーグル様雑種 |
| 4 毛色 | 白・黒・茶 |
| 5 性別 | 雄 |
| 6 体格 | 中 |
| 7 犬の鑑札 | なし |
| 8 注射済票 | なし |
| 9 その他 | 首輪有り |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成28年6月23日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第30号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成28年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
平成28年6月23日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第31号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成28年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|--|----|
| (1) 工事番号 | 上施工第1号 | |
| (2) 工事名 | 三宅浄水場受電設備・送水ポンプ等更新工事 | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市三宅町地内 | |
| (4) 工事種別 | 電気工事 | |
| (5) 工事概要 | ○受電設備更新 | 1式 |
| | 柱上気中負荷開閉器更新 | 1台 |
| | 高圧受電設備更新（引込受電盤他） | 6面 |
| | 送水ポンプ盤更新 | 4面 |
| | 既設盤改造 | 3面 |
| | ○送水ポンプ更新 | 1式 |
| | 送水ポンプ更新（φ200mm 4.63m ³ /min 揚程78m 90KW） | 4台 |
| | 吐出弁更新（φ150mm, 0.75KW） | 4台 |
| | 床排水ポンプ更新（φ50mm 0.30m ³ /min 揚程1.5m 0.4KW） | 1台 |
| | 鋼製加工品 | 1式 |
| | ○空調設備更新 | 1式 |
| | 空気調和機 | 2台 |
| | 有圧換気扇 | 2台 |
| | 制御盤（動力制御盤他） | 3面 |
| | ○濁度計更新 | 1式 |
| | 濁度計 | 1台 |
| (6) 予定価格（税込） | 173,446,920円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 160,599,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成29年1月31日 | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る | |

作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成28年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿（工事）に登録されており、京都府内に本店又は支店、営業所があり、亀岡市内業者にあつては、特定建設業の許可を受け、電気種目の希望順位が1位である者、亀岡市外業者にあつては、特定建設業の許可を受け、電気種目の総合評定値が1,000点以上の者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これら

の工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成28年6月24日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成28年6月24日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成28年6月30日（木） 午前9時から午後5時まで 平成28年7月1日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成28年7月5日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成28年6月29日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成28年7月6日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成28年7月8日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成28年7月13日（水） 午前9時から午後5時まで 平成28年7月14日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成28年7月15日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

飯田 耕市郎

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱
します

任期は平成29年8月31日までとします

平成28年6月1日

選挙管理委員会欄

規程

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程
の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市選挙管理委員会規程第1号

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選
挙における選挙運動用自動車の使
用等の公営に関する規程の一部を
改正する規程

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程
(平成6年亀岡市選挙管理委員会規程第1号)
の一部を次のように改正する。

別記第4号様式のその1の備考4中
「15,300円」を「15,800円」に改
める。

別記第5号様式の備考4中「301,875
円」を「310,500円」に、「510円
48銭」を「525円6銭」に改める。

別記第6号様式のその1の(別紙)その2中
「15,300円」を「15,800円」に改
め、同様式のその2の(別紙)の備考2中
「301,875円」を「310,500円」
に、「510円48銭」を「525円6銭」に
改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1, 472人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24, 518人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12,259人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

選挙運動従事者等に対する実費弁償及び報酬額の最高額を定める規程（昭和37年亀岡市選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

第4号に次のように加える。

エ 専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき15,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から実施する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の選挙運動従事者等に対する実費弁償及び報酬額の最高額を定める規程第4号の規定は、この告示の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年6月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

1	閲覧年月日	平成27年9月17日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人共同通信社 社長 福山 正喜
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都港区東新橋1-7-1
	閲覧目的の概要	政治・選挙に関する世論調査
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第2、第39投票区
2	閲覧年月日	平成27年10月1日 平成27年10月2日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	亀岡市篠町見晴2丁目18番5号
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第1、第40投票区
3	閲覧年月日	平成27年10月15日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	亀岡市大井町並河神田72-1
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	亀岡小学校区

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員
通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を
次のように定める。

平成28年6月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

省 略

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常
選挙に係る選挙時登録において選挙人名簿に登
録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した
書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成28年6月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 縦覧の期間 平成28年6月22日

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有
権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執
行に関する監査の請求に要する有権者総数の
50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要
する有権者総数の50分の1の数は、次のとお
りである。

平成28年6月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1,512人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の
3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教
育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査
委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有
権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

25,197人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に
付する請求に要する有権者総数の6分の1の数
は、次のとおりである。

平成28年6月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12,599人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第37号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

平成28年7月10日 参議院議員通常選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	水野 武士	省略	服部 哲也	省略
	2	田村 彌治郎	省略	門下 研也	省略
東別院	3	今井 淳喜	省略	山下 直高	省略
西別院	5	上中 清子	省略	齋田 善弘	省略
	6	村上 順子	省略	川田 昌亮	省略
曾我部	7	陸嶋 健	省略	今西 恵一	省略
	8	右川 成明	省略	谷口 裕	省略
吉川	9	大西 英明	省略	大西 光治	省略
穂田野	10	田中 清	省略	松本 久	省略
	11	齊藤 眞弘	省略	坂田 泰孝	省略
本梅	12	西村 久子	省略	数井 智之	省略
	13	今面 紘史	省略	森 敏郎	省略
畑野	14	山内 安	省略	齊藤 和則	省略
	15	谷口 文雄	省略	樋口 竜次	省略
宮前	16	森 繁樹	省略	眞里谷 努	省略
	17	森 治功	省略	三宅 晃圓	省略
	18	小畑 善博	省略	橋本 広明	省略
大井	19	大釜 茂和	省略	田中 悟	省略
	20	渡邊 武	省略	玉井 しのぶ	省略
千代川	21	山内 貞昭	省略	山口 悟史	省略
	22	俣野 清治	省略	俣野 孝明	省略
馬路	23	蔭山 憲生	省略	橋本 泰典	省略
	24	浅田 信行	省略	竹村 直樹	省略
	25	堤 忠芳	省略	中野 明之	省略
旭	26	平井 厚生	省略	内藤 一彦	省略
	27	人見 洋一	省略	川勝 洋太	省略
千歳	28	主原 柰男	省略	吉田 千春	省略
	29	森川 幸治	省略	西山 寛	省略
	30	森川 清	省略	安藤 美佳	省略
河原林	31	福島 美樹	省略	平井 透	省略
	32	関 吉廣	省略	八木 吉之	省略
保津	33	廣瀬 文章	省略	桂 和裕	省略
東本梅	35	日下部 香	省略	松永 恵理子	省略
	36	中西 顯	省略	土川 有紀	省略
篠	37	木村 憲文	省略	藤本 祥之	省略
篠・東つじ	38	中 龍雄	省略	岩崎 盛雄	省略
西つじ	39	宮崎 友市	省略	大西平四郎成人	省略
亀岡	40	芳野 重徳	省略	人見 真司	省略
篠	41	松井 やす子	省略	細江 豊隆	省略
南つじ	42	山田 実	省略	名倉 真也	省略
東別院	43	濱井 一夫	省略	大石 利之	省略
篠	44	中村 茂	省略	木村 公一	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第38号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成28年6月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地の8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町袖原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市蒔田野生涯学習センター	亀岡市蒔田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市蒔田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第39号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成28年6月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 平成28年6月22日
午後5時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第40号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成28年6月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第41号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成28年6月23日	八田成雄	省略	俣野健一郎	省略
平成28年6月24日	岩崎多良	省略	八田成雄	省略
平成28年6月25日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
平成28年6月26日	岡野宗忠	省略	岩崎多良	省略
平成28年6月27日	岩崎多良	省略	八田成雄	省略
平成28年6月28日	八田成雄	省略	俣野健一郎	省略
平成28年6月29日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
平成28年6月30日	岩崎多良	省略	八田成雄	省略
平成28年7月1日	岡野宗忠	省略	岩崎多良	省略
平成28年7月2日	八田成雄	省略	俣野健一郎	省略
平成28年7月3日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
平成28年7月4日	岡野宗忠	省略	岩崎多良	省略
平成28年7月5日	岩崎多良	省略	八田成雄	省略
平成28年7月6日	八田成雄	省略	俣野健一郎	省略
平成28年7月7日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
平成28年7月8日	岡野宗忠	省略	岩崎多良	省略
平成28年7月9日	岩崎多良	省略	八田成雄	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第42号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定した。

平成28年6月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 市民ホール

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第43号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

開票管理者	省略	岡野宗忠
同職務代理者	省略	岩崎多良

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

平成28年6月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 開票場所
ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時
平成28年7月10日
午後9時10分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第45号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成28年6月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 平成28年7月7日
午後5時00分

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第4号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成28年6月14日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成28年6月14日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
279	株式会社 ヤマジン設備	代表取締役 藤原 美嘉	大阪府豊能郡豊能町東ときわ台2丁目20番地の10

「揭示済」